
平成31年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第5日）

平成31年3月12日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成31年3月12日 午前10時開議

日程第1 議案第16号から議案第23号まで（委員長報告～表決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第16号 平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）
（市長提出）
- 議案第17号 平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）（市長提出）
- 議案第18号 平成30年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第5
号）（市長提出）
- 議案第19号 平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
（第4号）（市長提出）
- 議案第20号 平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5
号）（市長提出）
- 議案第21号 平成30年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2
号）（市長提出）
- 議案第22号 平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第4号）（市長提出）
- 議案第23号 平成30年度南丹市上水道事業会計補正予算（第4号）
（市長提出）
-

出席議員（20名）

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 面 村 好 高
4番 野 村 健	6番 鞆 岡 誠	7番 木 村 裕
8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄	10番 木 戸 徳 吉
11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子	13番 平 野 清 久
14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀	17番 今 面 不 悖
18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学	20番 山 下 秋 則
21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭	

欠席議員（1名）

5番 麻田育良

事務局出席職員職氏名

事務局 長	岸本 薫	次 長	市原 丞
次長 補佐	吉田 惠	係 長	上西 奈穂

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西村 良平	副 市 長	山内 守
教 育 長	木村 義二	総務部長	山内 晴貴
企画政策部長	堀江 長	市民福祉部長	弓削 雅裕
農林商工部長	國府 栄彦	土木建築部長	柴田 建司
上下水道部長	森 雅克	日吉支所長	山口 浩之
美山支所長	清水 茂	教育次長	中川 勇夫
総務部次長 兼 財務課長	船越 雅英	福祉事務所長	榎本 尚
会計管理者	森 康高	教育参事	榊 貢

午前10時00分開議

○議長（今面 不悖君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

5番、麻田育良議員並びに國府八木支所長より、欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

また、市長より、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分報告1件が提出されております。写しをお手元に配付しておきましたので、お調べおき願います。

報告は以上であります。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第16号から議案第23号まで

○議長（今面 不悖君） 日程第1「議案第16号から議案第23号まで」を一括して

議題といたします。

これより、各常任委員長の報告を求めます。

まず、仲村学総務常任委員長。

○総務常任委員長（19番 仲村 学君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、平成31年3月定例会で総務常任委員会に付託されました、議案第16号、平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）、議案第19号、平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）、議案第21号、平成30年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）の、以上、補正予算3件の審査経過と結果について報告を申し上げます。

去る平成31年3月6日水曜日に総務常任委員会を開催し、総務部、企画政策部、教育委員会の順にそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず、議案第16号については、総務部での主な質疑は、市有財産処分等促進事業について、住宅等土砂災害対策改修支援事業について、地方創生拠点整備事業債について、土地建物売払収入についてなどであります。

市有財産処分等促進事業についての質疑に対しては、旧園部町時代に購入した小山西町の土地の基金で保有していたが、このたび、購入の相談があったとの説明を受け、実勢価格は3分の1になる可能性もある、との答弁でありました。

そのほか、利子収入の見込みや基金の運用についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

住宅等土砂災害対策改修支援事業については利用が難しく、周知不足では、との質疑に対し、特に建築確認等を所管する部署で皆様に見ていただける形もとっていきたい、との答弁でありました。

土地建物売払収入についての質疑に対し、平成台については、平成29年度末で3区画残っており、今現在、売却済みが1件、契約済みが1件、予約中が1件ということで、欲しい方についてはキャンセル待ちという状況である。その他については、普通財産が1件あり、八木町の土地と、あと法定外公共物とあって、旧国有里道、水路の売却が2件ある、との答弁でありました。

企画政策部での主な質疑は、地方創生推進交付金の確定に伴う減額について、定住促進事業について、美山町自然文化村推進事業の補填金についてなどであります。

地方創生推進交付金の確定に伴う減額についての質疑に対し、770万円という数字を落としているのもったいないという感じもあるが、ただ、申請の時点でどういった事業に充てるかということについては、国のほうにも申請をして確認をいただいているので、可能な範囲で一部動かせるものもあるが、全く関係ないところに回していくのはなかなか難しい。それと、今回、少し額が大きくなっているのは、1件申請していた事業そのものが不採択になったというものであったので、その分も少し影響している、との答弁でありました。

定住促進事業については、これだけの減額から事業そのものの利用の効果的なやり方や工夫が必要ではないか、との質疑に対し、特に今回、平成30年度からの京都府と共同作業の新規の事業もあり、十分浸透していなかった部分もあるのかなど反省している。あわせて、できるだけいろんな制約がある中で、そのあたり、要綱の見直しも含め、できるだけ使っていただきやすいものになりよう努力したい、との答弁でありました。

美山町自然文化村推進事業の補填金についての質疑に対し、協定書の17条においては、台風等異常降雨の場合は甲「南丹市」と乙「指定管理者」は乙の責めに帰することのできない事由により発生した場合は、乙は不可抗力の影響を早期に除去することを対応しなければならないということである。このあたりについては、南丹市の顧問弁護士に相談させていただき、この条文で18条の協議のほうに移っていいのか、そのあたりについて助言をいただいた。この内容については、異常気象で、例えば断水もしくは給水制限があった場合には、乙は、例えば風呂の使用をやめるとか、またはよそから水を運んでくるとか、損害、損失を最小限にするよう努力をしなければならないという、そういう解釈でこの協定書の指導をいただいた、との答弁でありました。

教育委員会での主な質疑は、地方創生拠点整備事業についてであります。公民館改修の前倒しについての質疑に対し、地方創生拠点整備交付金というタイムリーな交付金があり、31年度の分を前倒しにしたという答弁でありました。

それぞれ質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論に移り、賛成討論が1件ありました。基金の運用方法でリスクというものは絶対だめだという上で、わずかでもリターンが多い運用方法を考えてもらいたい。土地開発基金が保有している土地の売却については、公共施設の再配置計画と関係する問題で、土地取得特会の整理もご尽力していただければ、との内容でありました。

表決に移り、表決の結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第19号については、質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第19号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号についても質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第21号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました審査の経過と結果報告とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 続いて、谷尻昌史産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（8番 谷尻 昌史君） おはようございます。それでは、平成31年3月定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案第16号、平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）、議案第20号、平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第23号、平成30年度南丹市上水道事業会計補正予算（第4号）、以上の議案3件につきまして、審査の状況と結果について議案番号順に報告いたします。

本件につきましては、3月6日に産業建設常任委員会を開催し、上下水道部、農林商

工部、土木建築部の順に審査を行いました。

まず、議案第16号、平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、上下水道部、農林商工部、土木建築部より詳細説明の後、質疑に入りました。

上下水道部では、合併処理浄化槽等設置整備事業補助金で160万6,000円の減額について、5基の設置予定が1基になった事情や経過は、との質疑に対し、平成30年2月末の実績では、市全体で11基の設置申請があるが、この補助金要綱には南丹市在住という規定があり、別荘や一時的な仮住まいの場合は対象にならない。定住された方、南丹市在住の方から申請が出てこない実態があり、5基の見込みが1基になった、との答弁でありました。

農林商工部では、野生鳥獣被害総合対策事業並びに鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業でそれぞれ約150万円の減額になっている。年度途中でまだ最終的な結果はわからないと思うが、捕獲の状況は、との質疑に対し、現段階ではシカが1,035頭で、29年度の1,165頭並みになると見込む。イノシシは141頭で、29年度の125頭を上回っている、との答弁でありました。

また、31年度からシカの捕獲計画数を1,600頭から2,700頭へ大幅に引き上げることが運営協議会で決定したが、関係者からは、計画数だけを引き上げて、なかなか実績に結びつかないと聞く。被害が多い地域で狩猟資格者と同時にわなの資格者をふやす取り組みが重要ではないか、との質疑に対し、本市では猟友会への委託事業が中心であるが、大変重要な働きをしていただいている。ただ、課題も多くあることから、より有効な方法を検討していく、との答弁でありました。

土木建築部では、今年度は比較的降雪が少なかったが、道路除雪事業、除雪作業委託料で291万7,000円を増額補正した理由は、との質疑に対し、美山町管内で12月に4日間で約90時間、1月に4日間で約82時間、2月に3日間で約50時間の除雪作業を実施した。2月末時点での美山町管内除雪作業費は703万5,000円になり、予算残額が27万4,000円となっていることから、今回、補正をさせていただく。当初から730万9,000円と低い額で予算計上させていただいた、との答弁でありました。

また、住宅耐震化事業は310万円の減額であるが、木造住宅耐震診断委託料と木造住宅耐震改修事業補助金の実績件数は、との質疑に対し、木造住宅耐震診断委託料については8件、木造住宅耐震改修事業補助金については本格改修が2件、簡易改修が2件である、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

雑入で、行政財産使用料94万9,000円の内容は、との質疑に対し、年度途中で

あったが、川東浄化センター隣の下水道課が管理する土地において、船井郡衛生管理組合が一般廃棄物のバイオ計画に基づく実証実験事業を委託で行うこととなり、その借地料である、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第20号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成30年度南丹市上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

建設改良費、工事設計委託料の減額は船岡浄水場の入札が不調で、次年度に再計上するということであるが、経緯と次年度に向けた状況は、との質疑に対し、入札を1月に執行したところ、14者が参加され、無効が3者、失格が11者、辞退が1者であった。最低予定価格に届かなかつたため不調に終わった。発注時期が若干おくれた感もあるが、30年度は災害により、職員の現場対応などでほぼ2カ月間技術関係は手をとられた。また、市全体でも工事発注が災害でおくれていたことから不調に終わったと考えている。工事内容については、31年度に新たに組み直しながら、よりよい水源池の確保、取水場の整備をさせていただきたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第23号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、平成31年3月定例会において産業建設常任委員会に付託されました議案の審査状況と結果についての報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 続いて、前田義明厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） それでは、皆さん、おはようございます。

平成31年3月定例会で厚生常任委員会に付託されました、議案第16号、平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）、議案第17号、平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、平成30年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第22号、平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）、以上議案4件につきまして、審査状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る3月6日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。

まず、議案第16号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、予防接種事業で、風しん等予防接種助成金12万円が計上されている。今後、受けられる方がふえてくる。現状、受診者はどうか、との質疑に対して、12月末に決定された追加対策である。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性を対象にして風疹対策を実施する。この間に生まれた男性は風疹の抗体価が低いということで、抗体検査を実施し、低い方について、定期接種の実施方法を国のほうが示している。準備のできた市町村から実施する、との答弁でありました。

また、生活保護費返還金で着実な取り組みをされている。取り組みの傾向をどんなふ

うに捉えているか、との質疑に対して、平成30年度に決定した返還金だが、費用返還が11件、うち3件は住宅改修や福祉用具の購入といった介護保険制度を利用した後に戻ってくるお金である。そのほか、土地の売却や遺産相続など資産の処分によるものが2件、その他の6件は、年金を遡及して受給、雇用保険を受給するなど、社会保障の給付金を一時に多く受け取って、それを生活保護費に返還したものである。その他、費用徴収は収入の申告が漏れ、おくれがあって、年金を受け取っていて申告できていなかったケースが2件、給与収入の申告ができてなかったもの1件で、合計3件、との答弁でありました。

また、一般経常事務費の手数料で、コンビニ納付で手数料が増額されている。コンビニ納付は予想よりも多い利用があった。今後も伸びてくる可能性は見込むことになるのか、との質疑に対して、原則口座振替の依頼をしている。最近の皆さんはコンビニを使われることが多いので、若干伸びると見込んでいる、との答弁でありました。

また、老人保護措置費で老人ホームの入所措置費が減額されているが、との質疑に対して、後見人がつき、財産的な管理もしていただけるようになったので、措置解除になった方や死亡された方があったため減額となった。当初は8名の方を措置していたが、途中で特別養護老人ホームに入所された方や亡くなられた方が3名あった。今年度は新たな措置の方や緊急での措置の方も出てこなかったため減額となった、との答弁でありました。

老人クラブ活動助成補助金で減額ということだが、老人会をやめた地域がふえたのか、との質疑に対して、29年度では単位老人クラブの数が94クラブであった。30年度は4クラブ減り、人数も減ったので減額した、との答弁でありました。

また、やめられた理由は聞いているのか、との質疑に対して、会員数が減ってきて、新しい方も入ってこられない。会に入ると、町の老人クラブ連合会、市の老人クラブ連合会の役をするのが嫌ということが理由のようである。地域の中だけでの活動はさせてもらいたいが、上の団体に出ていくような役をするのが難しいということで脱会されるクラブがある、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、予算に対して今の時点で8,200万円もの補正を組むという詳しい経緯は、との質疑に対して、大きな理由として、30年11月に通所介護事業所が新たに開設され、その部分を見込ませていただいたところと、利用者数の増加が多額の金額補正につながった、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第18号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、保険税の医療給付分、滞納繰越分で400万円の減額でかなり大きな額である、との質疑に対して、当初、繰り越しで16%の収納率を見ていた。現在は27%で非常に徴収率がよく、その分を見込み計上させていただいた、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第17号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

済みません。少し議案のほうを間違えました。

最後に、議案第22号、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、一般会計からの繰入金を減額補正している。傾向としては同程度の水準なのか、減少傾向なのか、との質疑に対して、年によって多少の増減はあるが、余り変わらない。今回は備品購入費が下がる分と、保険基盤安定繰入金の繰入金が見込みよりも少なかったため減額補正を計上した、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第22号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、平成31年3月定例会において厚生常任委員会付託されました議案の審査の状況と結果についての報告といたします。

○議長（今面 不悖君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 議席番号6番、鞆岡誠でございます。私の聞き間違いであれば大変申しわけございませんが、ただいまの厚生常任委員長ご報告のうち、議案第16号、一般会計補正予算に係る風疹の予防接種のご報告の中で、3月補正ではあるが、3月1日から実施という、こういう報告がございました。補正予算が成立していないのに、3月1日から実施をしているとは、一体いかなる答弁であったのか、この点、ご説明をお願いできたらうれしく思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

前田議員。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） ただいまの鞆岡議員のご質問にお答えいたします。

3月補正ではあるが、3月1日から実施するという言葉でございましたけれども、答弁の内容でありましたので、このようにご報告のほうをさせていただいたんですけれども。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 厚生常任委員長に答弁を求めたわけではなく、その報告が正しいということであれば、その説明をされた理事者側のほうでいかなる答弁をされたかということ伺いたい。

○議長（今面 不悖君） 前田議員。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） 中身については、このように委員会のほうで答弁いただいたので、3月1日から実施する方向で予算化をしたとの答弁であります。

○議長（今面 不悖君） 委員長報告が終わりました。
（「休憩動議」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ただいまの休憩動議に対しまして、休憩するというので、いかなるものでございましょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 異議なしと声がありますので、休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....
午前10時34分再開

○議長（今面 不悖君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
前田議員。

○厚生常任委員長（2番 前田 義明君） 先ほどのご質問ですけれども、これは委員会での委員長の報告のとおりでございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。
ほかにないですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 質疑なしと認めます。
ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
通告に基づき、発言を許可いたします。
議席番号20番、山下秋則議員の発言を許します。
山下秋則議員。

○議員（20番 山下 秋則君） 議席番号20番、会派みらいねっと南丹の山下秋則です。議長の許可をいただきましたので、議案第16号、平成30年度南丹市一般会計補正予算（第8号）について、これより討論を行います。少し長くなりますことをお許しくください。

本予算案は、八木公民館の機能移転事業における補助金の確保というプラス評価できる事項と、美山町自然文化村に対する補償金の計上という問題と考える事項をあわせ持っていることから、賛否については非常に難しいと判断したところですが、予算は個別に賛否を示すことができないため、市民要望への対応や市の財政面などを考えた結果、

補助金を確保しての八木公民館の機能移転事業は大変評価する点であることから、賛成の立場で討論するものであります。

また、あわせて補償金の予算計上の問題点についても指摘したいと思います。

まず、プラス評価できる事項は、教育費の地方創生拠点整備事業です。これは厳しい財政状況下にあって、耐震不足の八木公民館に対する市民の方々の要望に応えるべく、公民館の機能を別の施設に移転するための事業です。公民館の施設改修に国等の補助金等がほとんどない中で、国の地方創生拠点整備交付金の活用には道筋をつけ、市の一般財源の投入を大きく抑えられることとなります。当該交付金の活用に向け努力された市長を始め、関係部署の職員の努力に敬意を表するものであります。

一方、問題として指摘しなければならないのは、総務費の美山町自然文化村推進事業における補償金の予算計上です。

これは、今年の台風で美山町知井地内の水道施設が被災し、その後、本復旧するも、水量等の関係で、同地内にある美山町自然文化村に対して市が節水の要請を行っていることから、通常の営業ができないことによる損害について、市が美山町自然文化村の事業者である美山ふるさと株式会社に対して損害を補償しようとする予算です。

美山町自然文化村は美山町にある市の観光施設で、指定管理制度により施設を管理運営する事業者として美山ふるさと株式会社を指定して管理運営しているところです。この市の節水要請に伴う損害の補償の予算案の問題点について、以下に指摘をいたします。

指定管理における管理運営に関する基本協定書の第18条、不可抗力によって発生した費用等の負担では、地震、洪水などの天災など、当事者の責任でない事由で発生した損害について指定管理者が請求した場合は、不可抗力の判定や費用負担について決定すると定めています。今回の補償はこの規定に基づくもので、私が調べたところ、この規定自体、市のほかの指定管理を始め、多くの自治体の指定管理においても定められており、規定自体に異議を述べるものではありませんが、問題点は指定管理の法的性格からして、減少した利益、つまり逸失利益を補償することが妥当なのかどうかという点です。

私は、この案件について所管の委員会で判断するには情報や知識が少ないことから、採決を棄権したところです。

その後、指定管理施設の運営における不可抗力によって発生した損害の考え方やその範囲、負担のあり方などについて、指定管理制度の解説書や国、自治体の情報などを調べてみても、明快な答えとなるものが見当たりませんでした。国土交通省の請負や業務委託における不可抗力による損害額の費用負担の考え方や自治体の業務委託契約の規定などは参考となるところで、それらの中では、不可抗力により生じる合理的な増加費用及び損害額について、費用負担に定める方法により費用を負担するとし、合理的な増加費用及び損害額として、維持管理業務及び運営業務の遅延または中断に伴う増加費用、損害防止費用等のうち合理的と判断される費用としています。これら費用の具体的なものとして、損害を最小限に抑えるために行った応急処置や損害防止、軽減に要する費用、

業務の縮小などに伴い、既契約の変更や解除に伴う追加費用、例えば違約金などです。そして事業者の間接費用及び固定費などの失費とされており、事業者の期待利益、つまり逸失利益は含まないというのが多くの考え方です。

ところが、本補正予算案に計上されている美山町自然文化村推進事業の補償金521万1,000円には、市からの節水要請に伴う損害額として、キャンプ場や外来入浴、つまり日帰り入浴が利用できないことによる過去3年間の売り上げの平均額をもとに算出した利益分が半分近くを占めています。これは、節水要請がなければ、美山町自然文化村が取得し得たはずの財産上の利益であり、逸失利益に当たるものと考えます。

前段述べたように、不可抗力による損害額の費用負担の考え方や自治体の業務委託契約の規定からして、私は、不可抗力により生じる合理的な増加費用及び損害額には、事業者の期待利益、つまり逸失利益は含まないと考えるものであり、よって、この分に係る予算については適正な予算とは言いがたいものと考えます。

また、そもそも指定管理は司法上の委託契約ではなく、合意に基づく指定という行政処分とされており、市の管理運営を指定管理者が代行するという法的性格を持つものとされています。したがって、節水で通常の運用ができない、あるいは制限せざるを得なくなった場合は、指定管理業務の一部中止と解し、指定管理者としては中止されたものを代行することは考えられないことから、損害は中止されたことに伴う既に要した費用など、積極的な損害に限るのが基本と考えます。

以上、これらの点から、当該予算計上分については、十二分に精査、検討が必要と考えるものであり、精査、検討の後、仮に補償が必要な場合、事業年度終了後において、必要な範囲で指定管理料の変更で対応することが望ましいものとも考えます。

また、今補正予算案に計上されている当該補償金は、3月31日までの損害額の見込みです。現在、美山町自然文化村において整備が進められている独自の専用水道施設の完成、使用はまだ先のことで、それまでは節水して市の水道を使用していかなざるを得ないことから、新年度以降も補償金が発生し続けることが懸念されます。節水で実施できない業務を指定管理から除くなど、損害の発生を抑える早急な手だてを求めるとともに、指定管理における今後の課題として、損害が多発する今日、特に営業行為を行う観光施設等の指定管理においては、不可抗力による場合や市の都合により指定管理業務に制限を受けたり実施できなくなった場合のリスクの負担のあり方、補償対象費用の範囲、額の上限設定、保険付与の義務化など、先進事例を研究し、十分な対応策を事前に講じることをあわせて求め、討論を終わります。

○議長（今面 不悖君） 討論の通告は以上であります。

他に特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

○議員（４番 野村 健君） 16号を分離採決いただけませんか。

○議長（今面 不悖君） ただいま、野村議員から、16号を分離ということのご意見が出ておりますが、いかがなものでございましょうか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 今、休憩ということが出ましたので、休憩することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

.....
午前10時47分再開

○議長（今面 不悖君） 休憩を解き、再開いたします。

これより、採決に入ります。

議案第16号から議案第23号までを一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（今面 不悖君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月28日木曜日、午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

午前10時48分散会
